新婚世帯の住宅の取得、賃借、引越し及びリフォームの際に支払った費用の一部を補助します。

**令和５年の新婚生活応援補助金については国の制度改正に伴い婚姻期間及び支払い対象期間が、令和５年４月１日～令和６年３月３１日となる見込みです。そのため、令和５年１月から３月に結婚された夫婦で補助金を申請される場合は必ず令和５年３月３１日までに申請してください。**

対象となる夫婦

令和４年１月１日～令和５年３月３１日の間に結婚した夫婦で、以下の要件を全て満たす夫婦

１　令和４年１月１日～令和５年３月３１日の間に、結婚に伴い町内に住宅を購入又は賃借し、

引越しをしていること。

２　補助金交付申請時に双方又はどちらか一方が当該住宅に居住していること。

３　結婚した時点において双方が３９歳以下であること。

４　令和３年分の所得の合計額が４００万円未満であること。

５　他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと。

６　過去にこの補助金の交付を受けたことがないこと。

７　町税や料金を滞納していないこと。

８　結婚、妊娠・出産、子育てに温かい社会づくり・機運の醸成に資する講座等を受講している

こと。

対象となる費用

１　住宅取得費用

　　結婚に伴い新たに取得する住宅の購入費

２　住宅賃借費用

　　結婚に伴い賃借する住宅の賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料

３　引越し費用

　　引越し業者又は運送業者に支払った費用

４　リフォーム費用

　　婚姻を機に住宅をリフォームする際に要した費用

補助金の額

１　婚姻時において夫婦の双方が２９歳以下である世帯　　　　　上限６０万円

２　婚姻時において夫婦の一方又は双方が３９歳以下である世帯　上限３０万円

**検索**

**検索**

～令和5年3月31日

補助金の交付申請など、詳しくは町ホームページをご覧いただくか、以下へお問合せください。

問合せ　吉田町企画課シティプロモーション部門

吉田町　新婚生活

検索

電　話　３３－２１３５

メール　kikaku@town.yoshida.shizuoka.jp